

# 空き家バンク制度のお知らせ

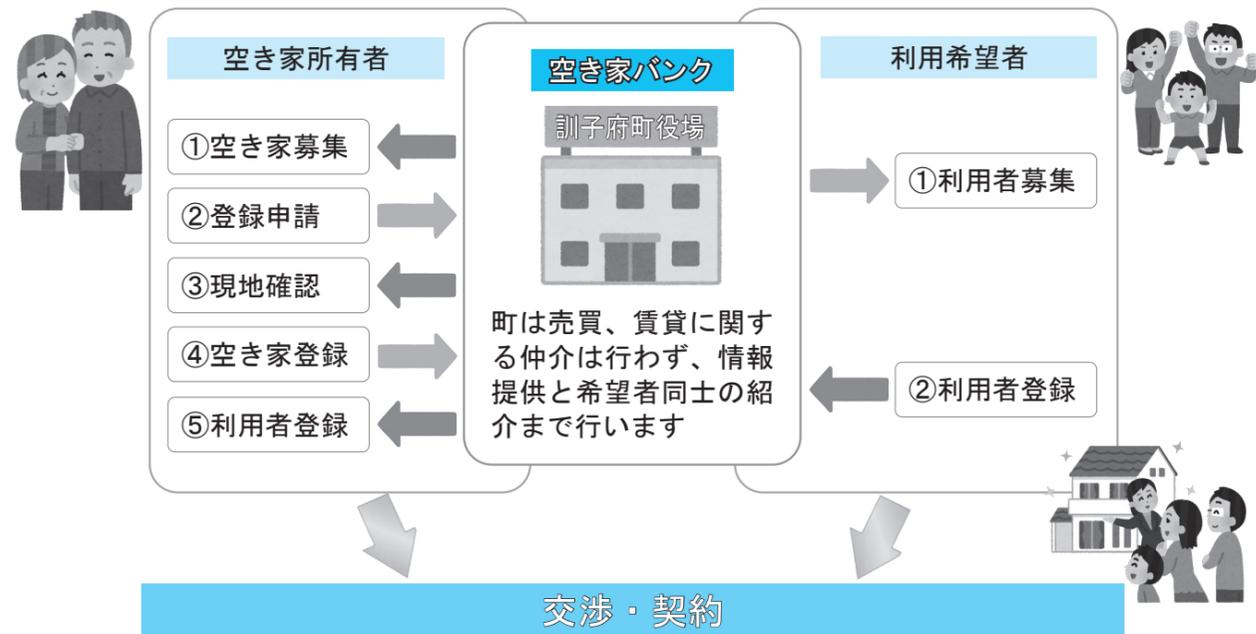
## 空き家の情報をお寄せください

～使用していない空き家を賃貸・売却など有効活用してみませんか？～

町では、定住や移住を希望される方に空き家情報を提供する「空き家バンク制度」に登録する住宅を募集しています。空き家を所有されている方で「売りたい」、「貸したい」という方は、住宅施設課（☎ 47-2117）までご連絡ください。

登録料は  
かかりません！

### 空き家バンクへの登録と利用の流れ

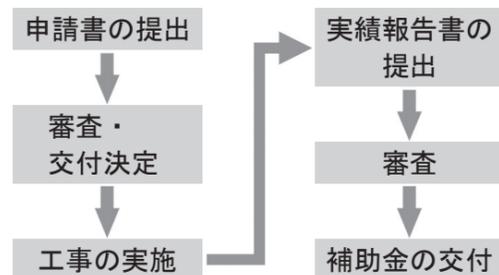


## ■空き家バンク制度に関する補助金

移住・定住を目的に空き家バンクを活用して成立した売買、賃貸などに対し、空き家購入・改修および賃貸物件の入居者が行うリフォームに要する費用として、最大 300 万円を助成します。

### 補助内容

- ①町内居住者で中学生以下の子どもが同居する場合  
補助率 3分の2、上限 200 万円
  - ②町内居住者の場合（①以外の場合）  
補助率 2分の1、上限 150 万円
  - ③町外居住者で中学生以下の子どもが同居する場合  
補助率 3分の2、上限 300 万円
  - ④町外居住者の場合（③以外の場合）  
補助率 2分の1、上限 200 万円
- ※決定した額は、5 年間 60 回に分割して補助します。



○対象経費 空き家バンク登録の物件を購入する費用および補修に要する費用、新築する場合は購入、取り壊し費用とします。また、補助金の採択には対象物件が耐震性を有しているなど諸条件がありますので、住宅施設課までご相談ください

■問合せ 住宅施設課住環境係（☎ 47-2117 役場 1 階 窓口 3 番）

# 結婚新生活の応援

町では、結婚して新生活を始める世帯への経済的支援として、新生活に要する費用の一部を最大 60 万円補助します。

- 対象世帯 令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に婚姻した世帯
  - ・夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下であること
  - ・夫婦の所得金額の合計が 500 万円未満であること（貸与型奨学金返済額を所得額から控除します）
  - ・申請時に夫婦双方または一方の住民票が訓子府町にあること
  - ・当補助金と重複する他の補助金の交付を受けていないこと
  - ・夫婦の双方が町税などの滞納がないこと

- 対象経費
  1. 住居費用（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の期間に町内の住宅の購入やリフォーム、賃貸契約により生じた費用）  
※家電購入・エアコン設置などは対象外です。
  2. 引越費用（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の期間に町内に引越しをする際に生じた費用）

■補助金額 夫婦ともに 29 歳以下…最大 60 万円の補助  
上記を除く 39 歳以下…最大 30 万円の補助

■申請期間 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※予算額に達した時点で受け付けを終了します。

※詳細については、お問い合わせいただくか右記 QR からご確認ください。

■問合せ 住宅施設課住環境係（☎ 47-2117 役場 1 階 窓口 3 番）



# 楽しい休日のために安全の心掛け

学生の夏休み、夏祭りや連休の帰省など、夏の行事がたくさん控えています。楽しい夏の思い出となるように安全に楽しみましょう。

## ■花火

- 子どもだけでなく必ず大人が付き添うようにしましょう
- 花火を人や家に向けたり、燃えやすいものがある場所では行わないようにしましょう
- 風の強いときは、花火遊びはやめましょう
- たくさんの花火に一度に火をつけないようにしましょう
- 点火しなかった花火でも、きちんと水バケツで消火するようにして、噴出花火や打上花火はのぞきこんだりしないようにしましょう
- 周囲の迷惑にならない時間・場所で行い、後始末にも注意しましょう



## ■キャンプ、焼き肉

- 焼き肉の炭は空気のあるところで熱が残っていれば再燃する危険があります。専用容器（炭入れ）に入れ密閉する、水をかけて完全に消火するなど、火災が起こらないようにしましょう
- 炭をおこす際に消毒用アルコールやスプレー缶の使用は厳禁です。爆発を起こして大けがや火災につながります。絶対に使用しないでください
- たばこのポイ捨ては禁止です。キャンプ場での火災は山林火災となり逃げ場がなくなるなど、多くの命が犠牲になる恐れがあります。適切な処理、適切な場所で喫煙しましょう

## ■一人で火を扱うとき（夏休みの学生に向けて）

- 一人で料理をする際は、火のそばから離れない、使用後は直ちに火を消す、料理中のゲーム、携帯電話の使用は禁止するなどのルールを決めましょう
- 消火器の場所やもしものときの避難経路、すぐにつながる電話番号や助けを求める場所を確認しておきましょう



■問合せ 消防署訓子府支署（☎ 47-2419）